

- ・外出(歩道の清掃などボランティア体験など他者の役にたつ体験)を通して、自己効力感を高め、社会的役割を認識することにより、社会の中で自分らしく生きるための力を養う
- ・職業適性検査(作業療法士が実施する検査(モダブツ法、タワー法、一般職業適性検査など)、障害者職業センターとの連携によるもの)
- ・就労準備(退院後の就労先を具体的に想定した、一時的、作業内容、作業工程数、コミュニケーション能力準備を行う)

(ソーシャルワーク業務の概要)

- ・外泊プログラムの作成(外泊目的と課題の設定、訪問先の選定)
- ・外泊プログラムを社会復帰調整官に報告し外泊結果についても報告する
- ・外泊に関連した生活技能講座を企画し実施する
- ・外泊時訪問先との調整
- ・外出・外泊に同伴し指定通院医療機関、社会復帰施設、関係機関等の見学を行う
- ・外泊に同伴し社会生活能力の確認と評価
- ・外泊に同伴し対象者の能力に応じた社会生活技能訓練を行う
- ・地元等の通所授産施設、生活訓練施設、グループホーム等の利用申請方法と福祉制度の具体的な利用手続き等、社会復帰講座を企画し実施する
- ・社会復帰ミーティングを企画し実施する
- ・対象者のニーズを把握し社会復帰調整官と退院に向けての情報交換を行う
- ・保護観察所が作成する退院後の処遇実施計画の作成に必要な、医師をはじめとする各職種からの情報を取りまとめ社会復帰調整官に提供する